

第1回尼崎市都市計画審議会

報 告

令和7年11月28日

尼崎市都市計画審議会

第1回尼崎市都市計画審議会報告事項目録

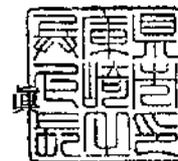
番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	報 告 第 1 号	阪神間都市計画下水道の変更（尼崎市決定）について		1-1
2	報 告 第 2 号	阪神間都市計画公園の変更（5.5.403号 小田南公園、尼崎市決定）について		2-1

尼都計第668号

令和7年11月28日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
松 本



尼崎市報告第1号

阪神間都市計画下水道の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、次のとおり報告を行います。

以 上
（都市計画課）

阪神間都市計画下水道の変更（東部雨水ポンプ場 尼崎市決定）について

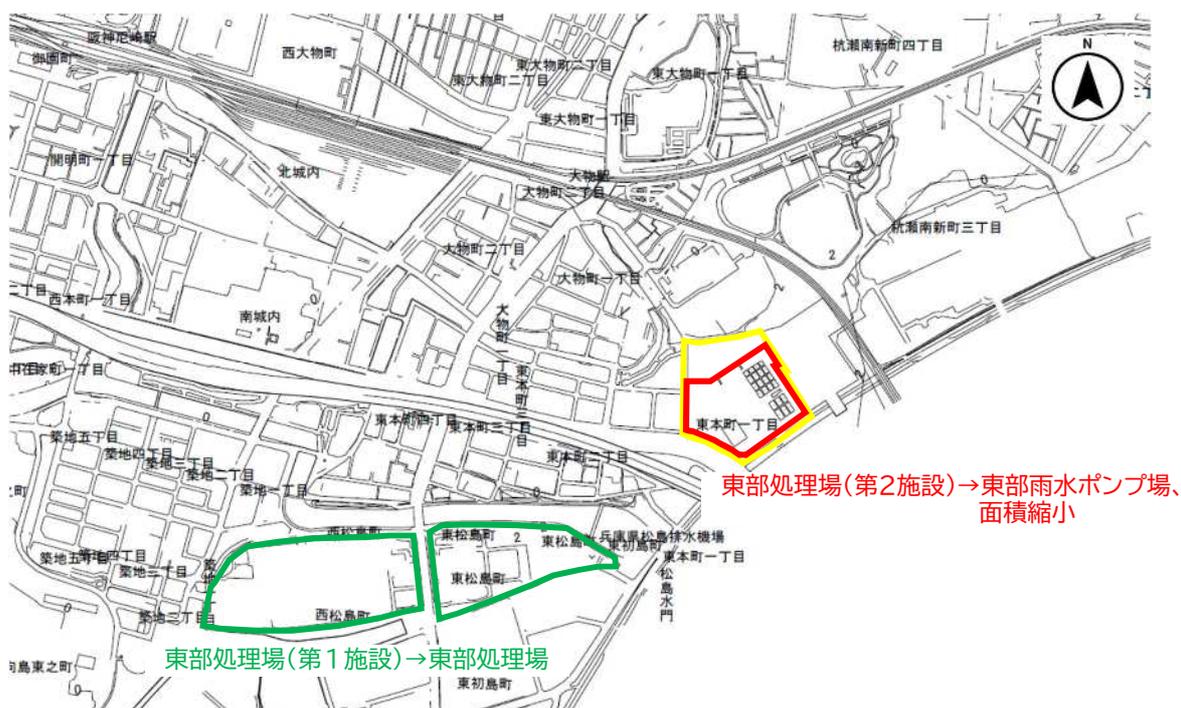
1 趣旨

東部処理場第2施設は昭和33年の都市計画決定後、昭和37年に簡易処理が開始、昭和42年に高級処理が開始された。その後、昭和57年に東部処理場第1施設が完成し、供用開始され、平成13年に東部処理場第1施設の2系処理施設が完成したことにより統廃合し、東部処理場第2施設は処理場としての役割を終えて雨水ポンプ場に機能縮小し現在に至っている。

当該施設の老朽化及び耐震化対策として施設の建替えを行うにあたり、都市計画上では東部処理場第2施設と位置付けられているが、既に沈殿池や反応タンクなどの水処理施設は休止しており、今後、雨水ポンプ場に機能縮小して建替えるため、都市計画として処理場は雨水ポンプ場となり、必要な面積は次の建替え用地も確保した上で縮小する。

よって、東部処理場第2施設の削除を行い、東部雨水ポンプ場の追加を行う。

これに併せ、東部処理場第1施設の“第1施設”の位置名称を削除する。



2 変更内容

- (1) 東部処理場第2施設を削除し、東部雨水ポンプ場を追加する。面積を縮小する。
- (2) 東部処理場第1施設を東部処理場へ変更する。

【変更前】

その他の施設

内 訳	位 置	備 考
東部処理場	(第2施設)東本町1丁目地内 (第1施設)西松島町及び東松島町地内	面積 約 29,500 m ² 面積 約 88,000 m ²

【変更後】

その他の施設

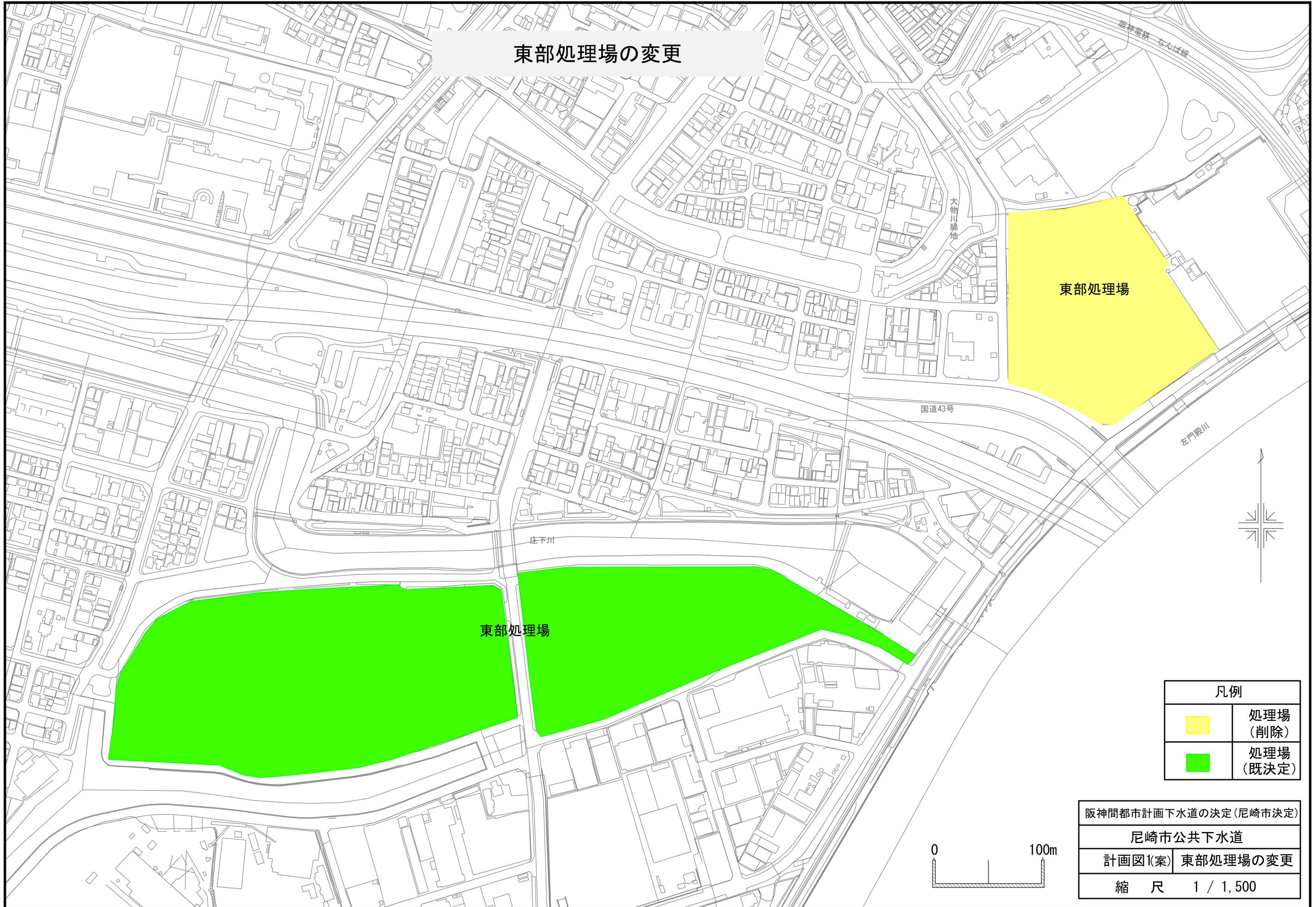
内 訳	位 置	備 考
東部雨水ポンプ場	尼崎市東本町1丁目地内	面積 約 20,300 m ²
東部処理場	尼崎市西松島町及び東松島町地内	面積 約 88,000 m ²

3 今後の予定

- 令和7年11月 尼崎市都市計画審議会（報告）
- // 12月 素案の公表・意見募集
住民説明会（平日夜、休日昼の計2回）
- 令和8年 2月 尼崎市都市計画審議会（事前説明）
市原案作成、知事協議
- // 3月 案の縦覧
- // 5月 尼崎市都市計画審議会（付議）
- // 6月 都市計画決定の告示

以 上

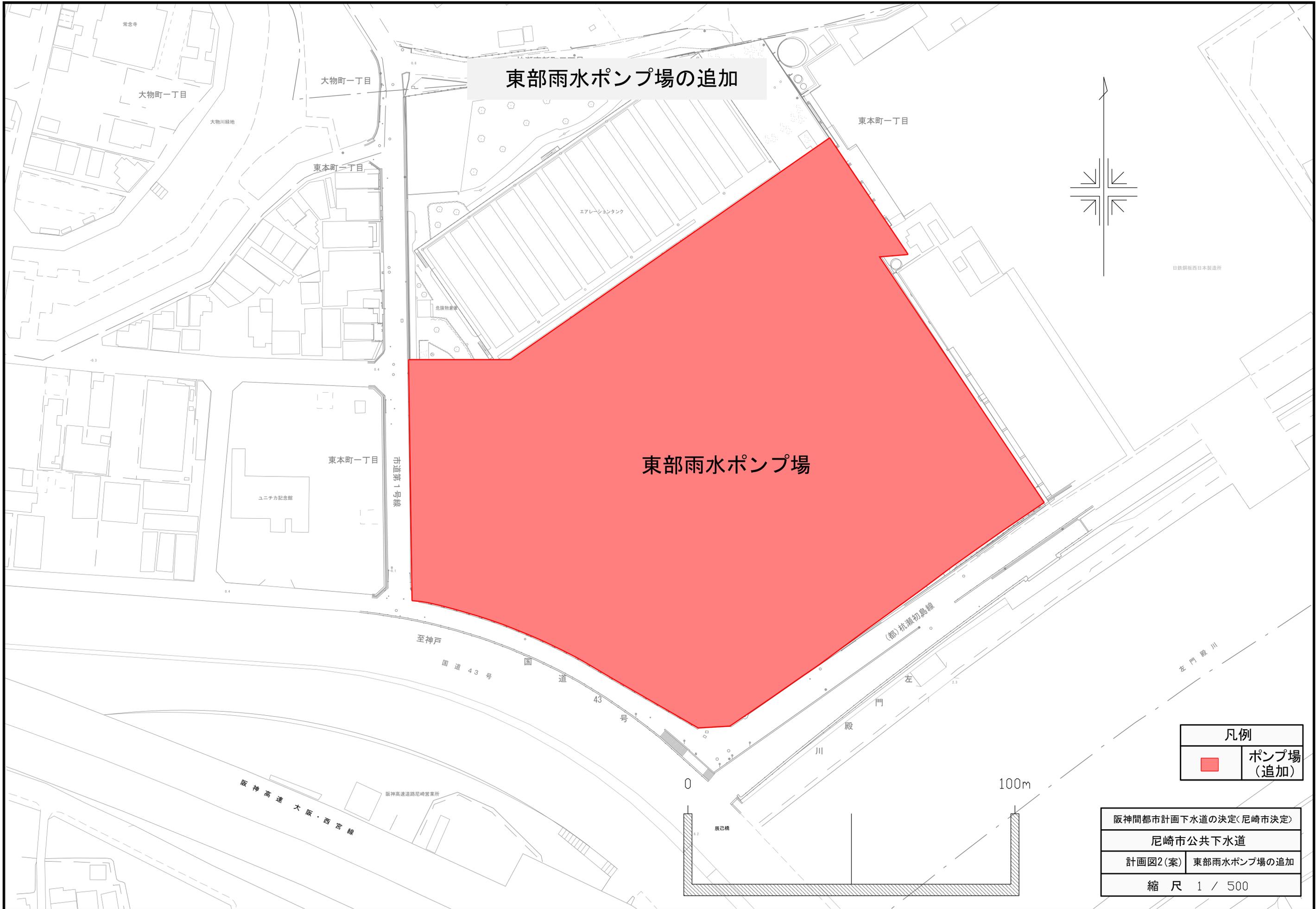
東部処理場の変更



凡例	
	処理場 (削除)
	処理場 (既決定)

阪神間都市計画下水道の決定(尼崎市決定)	
尼崎市公共下水道	
計画図1(案)	東部処理場の変更
縮尺	1 / 1,500

東部雨水ポンプ場の追加



東部雨水ポンプ場

凡例	
	ポンプ場 (追加)

阪神間都市計画下水道の決定(尼崎市決定)	
尼崎市公共下水道	
計画図2(案)	東部雨水ポンプ場の追加
縮尺 1 / 500	